

雄物川水系水質汚濁対策連絡協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「雄物川水系水質汚濁対策連絡協議会」（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、雄物川水系の河川、湖沼及び水路における河川の水質汚濁対策を始めとし、美化活動や水質の改善に関して各関係機関相互の連絡調整を図り、河川利用の推進に寄与することを目的とする。

(協 議 事 項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

- 1 水質調査に関する資料及び情報の交換
- 2 水質汚濁に関する資料及び情報の交換
- 3 緊急時の情報及び連絡を円滑にするための調整
- 4 水質監視体制に関する連絡、調整
- 5 水質事故等の対策の連絡調整
- 6 水質汚濁対策の啓蒙活動に関する調整及び実施
- 7 水質汚濁対策演習等に関する調整
- 8 その他、水質汚濁対策の推進に必要な事項

(組 織)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関をもって組織する。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

会長（1名）、副会長（3名）、委員（若干名）、幹事長（1名）
幹事（若干名）、顧問（若干名）、会計監査（2名）

(顧 問)

第6条 協議会には、委員の推薦により顧問をおくことができる。顧問は委員会及び幹事会に出席し意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、協議会を代表し、副会長とともに会務を統轄する。会長には、東北地方整備局河川部長、副会長には、秋田県建設交通部長、生活環境文化部長、産業経済労働部長の職にあるものをもってあてる。

(委員及び委員会)

第8条 委員は、関係機関の推薦するものをもってあてる。

- 2 委員会は少なくとも年1回会長が招集し、幹事会の運営の統括的方針を決定する。
- 3 委員会は委員で構成する。
- 4 委員会には、常任幹事が出席するものとする。

(幹 事 長)

第9条 幹事長は、幹事会を運営し、会長を助けて会務を処理する。幹事長には、東北地方整備局秋田河川国道事務所長の職にあるものをもってあてる。

(支 局 長)

第10条 支局長は会長、副会長及び幹事長を助け、支局単位で実施する事業についての事務を処理する。上流支局長には東北地方整備局湯沢河川国道事務所長の職を、下流支局長には東北地方整備局秋田河川国道事務所長の職をもってあてる。

(専 門 委 員 会)

第11条 委員会に水質汚濁に関する重要事項を調査研究させるための専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員、顧問、または、当該事項に関し学識経験のあるもののうちから、会長が指名し委嘱する。
- 3 専門委員長は専門委員の互選によって定め、専門委員会を主宰する。
- 4 専門委員会は必要の都度専門委員長が招集し、水質汚濁に関する調査研究について審議し、その成果を委員会に報告するものとする。
- 5 専門委員は前項に掲げる事項が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事 及 び 幹 事 会 、 常 任 幹 事 会)

第12条 幹事は委員会の推薦により会長が指名し、この中から常任幹事を指名する。

- 2 幹事会は、年1回幹事長が招集し、次のことを審議する。
 - ① 事業実施計画(案)
 - ② 予 算(案)
 - ③ 事業報告及び決算
- 3 幹事会の成果は委員会に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 常任幹事会は、必要の都度幹事長が招集し、協議会の事業を推進する。

(会 計 監 査)

第13条 会計監査員は、委員会が選任するものとする。

- 2 会計監査員は、協議会の会計を監査し委員会に報告し、その承認を得なければならない。

(任 期)

第14条 役員の任期は、その職務にある期間とする。

ただし、会計監査員の任期は1年とする。

(運 営 費)

第15条 協議会の運営に要する費用は、各構成機関の負担とする。

- 2 前項の運営に要する負担額は、委員会において決定するものとする。
- 3 専門委員会の運営費は別途会計とする。

(会 計 及 び 会 計 年 度)

第16条 協議会の会計は、幹事長が処理する。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(事 務 局)

第17条 協議会の事務局は、東北地方整備局秋田河川国道事務所に置く。

2 事務局の支局として、上流支局を東北地方整備局湯沢河川国道事務所河川管理課に、下流支局を東北地方整備局秋田河川国道事務所河川管理課に置く。

(規 約 の 改 正)

第18条 本規約の改正は、委員会の決議によらなければならない。

(委 任)

第19条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長がこれを定める。

付則

この規約は、昭和48年11月27日から施行する。

昭和52年	3月 2日	一部改正
平成 3年	5月22日	一部改正
平成 7年	6月16日	一部改正
平成11年	8月 2日	一部改正
平成12年	8月 2日	一部改正
平成13年	7月11日	一部改正
平成15年	6月27日	一部改正
平成16年	7月13日	一部改正
平成17年	6月22日	一部改正
平成18年	7月 4日	一部改正